



許可番号 気第M00031号

高度管理医療機器等販売業
貸与業許可証

更
新

氏 名 丸木医科器械株式会社
(法人にあつては名称)

営業所の名称 丸木医科器械株式会社 気仙沼出張所

営業所の所在地 気仙沼市田中前3丁目6-8 メイプルハイツB号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業
貸与業の許可を受けた者であることを証明する。

平成28年10月 5日

宮城県気仙沼保健所 長



有効期間

平成28年10月15日 から
平成34年10月14日 まで



医療機器修理業許可証

氏名又は名称 丸木医科器械株式会社

事業所の名称 丸木医科器械株式会社 気仙沼出張所

事業所の所在地 宮城県気仙沼市田中前3-6-8 メイプルハイツB号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

平成30年12月28日

宮城県知事

村井

嘉浩



特定保守管理医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
検体検査用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連

有効期間 平成30年12月28日から

平成35年12月27日まで